

官報

平成二十五年五月二十七日

○第百八十三回 参議院會議 録第二十三号

平成二十五年五月二十七日(月曜日)

午後三時一分開議

○議事日程 第二十三号

平成二十五年五月二十七日

午後三時 本會議

第一 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(平田健二君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。国務大臣稲田朋美君。

(国務大臣稲田朋美君登壇、拍手)

○国務大臣(稲田朋美君) ただいま議題となりました消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案の趣旨を御説明申し上げます。

昨年八月に成立した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などによる今回の消費税率の引上げは、二段階にわたるものであることもあり、中小零細事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、今次の消費税率の引上げに際しては、これらの中小零細事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題となっております。そこで、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を講ずるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案について、その主な内容を御説明申し上げます。

第一に、今次の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定の事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設することとしております。

第二に、消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設することとしております。

つ効果的に是正するための制度を創設することとしております。

第三に、事業者が、今次の消費税率の引上げに際し必要があるときは、一定の誤認防止措置を講じているときに限り、消費税法の総額表示義務を解除することとしております。

第四に、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届出を行って一定の要件を満たす消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外することとしております。

このほか、関係法律について必要な規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失うこととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院におきまして、平成二十六年四月一日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について事業者が禁止されることとなる表示に関し、その範囲の明確化を図るため、所要の修正が行われております。

以上、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(平田健二君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。安井美沙子君。

(安井美沙子君登壇、拍手)

○安井美沙子君 民主党・新緑風会の安井美沙子です。

本日は、会派を代表して、消費税転嫁対策特別措置法案について、安倍総理と関係閣僚の皆様と質問をさせていただきます。

本法案は、今後の日本経済に大きな影響を及ぼす内容であり、衆議院でも長時間に及ぶ議論が行われたということです。いよいよ参議院での審議

入りに当たって、総理の御見解をしっかりと確認させていただく必要があると考えております。

本法律案は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保を目的とするものであり、民主党政権が推進した社会保障と税の一体改革の一環としてとらえるべきものです。

この社会保障と税の一体改革は、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成を目指すものであり、三党合意に基づく関連法案の成立によつて進められています。消費税率の引上げの負担は消費者が負うこととなりますが、その負担は社会保障を通じて国民へ還元されるというのが基本的な仕組みです。したがって、本法律案は、この社会保障と税の一体改革という大きな仕組みの実施を円滑ならしめるための措置であるとしてとらえる必要があります。

そこで、まずは、社会保障と税の一体改革に関連して質問いたします。

消費税率の引上げに当たっては、引上げによる増収分の使途である社会保障制度改革の全体像を国民に示さなければなりません。社会保障制度改革推進法に基づき、内閣に国民会議が設置されており、その議論の成果がなかなか見えてまいりません。設置期限が迫っておりますが、国民会議における審議の進捗状況は一体どうなっているのでしょうか、安倍総理に伺います。

消費税の引上げに当たっては懸念材料が幾つかありますが、中でも、逆進性対策についてはほとんど何も決まっていらないようで、大変心配しております。

軽減税率だけはやめてくれという強い反対の声をあちこちからいただいております。実務上の煩雑さからくる中小企業の事務負担増や、標準税率と軽減税率の適用判断の際の線引きの難しさ、さらに、富裕層にも恩恵が及び逆進性対策にならないことなどを考えれば、導入が望ましくないとはい明らかなです。そもそも、軽減税率の導入による税収減をどうやって補填するのか、財政健全化スケ

平成二十五年五月二十七日 参議院會議録第二十三号

議事日程追加の件 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案(趣旨説明)

消費税の円滑な転嫁に関する中小企業に対する支援措置として、平成二十五年度の税制改正で、中小事業者等がレジスターなどの設備を取得した場合に、特別償却又は税額控除の優遇措置が認められることになりました。

しかし、これだけで十分とは言えません。中小企業の経営環境が依然として厳しい中、消費税率

引上げをきつかけとする倒産が懸念されます。三月に金融円滑化法が期限切れとなり、中小企業の資金繰り上の特例がなくなりました。また、現在進行中の円安による燃料高、原料高でコスト負担にあえいでいる中小企業も少なくありません。さらに、TPP交渉が妥結すれば、業界にもよりませんが、中小企業はより厳しい競争環境にさらされるのが予想されます。その意味でも、今回の転嫁対策はまさに中小企業のためにあると言つても過言ではありません。

本法案に盛り込んだ様々な手だてを着実に実行し、中小企業を守り抜くという総理の御決意を表明していただきたいと思ひます。

全国四百二十万社の中小企業は、日本の企業全体の九九・七%を占め、雇用の七割を担っている以上、中小企業の再生がすなわち日本経済の再生であると確信しています。私は、党のネクスト中小企業担当副大臣として、中小企業については与野党を超えて知恵を出し合い、まさに次元の違う政策をつくるべきだと考えております。

しかしながら、今のところ、アベノミクスの成長戦略では、中小企業に対する明確な打ち手が特出しされているように見えません。円安、株高で輸出型大企業を中心に収益が上がればおのずと下請の中小企業にもその恩恵が回ってくるという、一か八かのトリクルダウン効果のみに任せるのではなく、中小企業に直接効く活性化策が今こそ求められます。この点について総理の御所見を伺います。

どこに主眼を置いた経済対策を打つかで、日本の将来の姿が大きく変わります。アベノミクスは大企業にばかり目が行っていませんか。日本経済や地域を支えている真面目な中小企業が、政策変更をきつかけとして経営がままならなくなるようなことがあれば、日本がこれまで積み上げてきた大切な財産を失うことにもなりかねません。中小企業が、本来は消費者が負担すべき増税分を押し付けられ、事業の継続が不可能なレベルにまで追

い詰められるようなことがあつてはなりません。政府は、本法案が日本経済に与える責任の重さを再認識し、法案を更に精緻化するとともに、現実に即した実行プランを詰めるなど、これから始まる参議院での審議を通して、本法案に魂を入れていただきたいと思ひます。

最後に、転嫁対策、特に中小企業を念頭に置いた場合の安倍総理の御決意を伺ひまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 安井美沙子議員にお答えをいたします。

社会保障制度改革国民会議での審議の進捗についてお尋ねがありました。四月二十二日には医療・介護分野について、五月十七日には少子化対策分野について、これまでの議論を一定程度整理したものとして承知をしております。現在、年金の議論に入っており、今後、社会保障四分野の議論を一通り終えた上で、八月の取りまとめに向け、更に各分野の議論を深めていただき、改革の具体化を進めてまいります。

転嫁対策等の周知についてお尋ねがありました。

今般の一体改革による消費税率引上げは、増大する社会保障の持続性と安心の確保、国の信認維持のために行うものであり、税率引上げによる増収分は、全額社会保障財源化し、国民に還元することとしております。こうしたことについて、広く国民に御理解いただきたいと考えております。消費税の円滑かつ適正な転嫁のためには、転嫁等に関する理解を深めていただくことが非常に重要であり、消費税率引上げの趣旨、意義や、価格への転嫁を通じて最終的に消費者に負担していただくことが予定されているという消費税の性格、本法案を含む転嫁対策等の取組について、様々な機会をとらえて丁寧な説明をしてまいります。

行政改革についてのお尋ねがありました。

行政改革は、行政機能や政策効果を最大限向上させるとともに、政府に対する国民の信頼を得るために極めて重要な取組であり、不断に進めるべきであると認識しております。こうした考え方に立つて、政府としては、行政改革推進本部等を立ち上げ、無駄の撲滅に向け、これまでに行政事業レビュー等の方針を決定したところです。現在、特別会計改革や独立行政法人改革の議論を進めており、引き続き行政改革に全力で取り組んでまいります。

中小企業対策、中小企業を守るための転嫁対策の取組についてお尋ねがありました。

中小企業者など、取引の立場が弱い事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるようにしていくことは、極めて重要な課題であります。この認識の下、本法案では、転嫁拒否等の行為を迅速かつ効率的に取り締まる仕組みなどの措置を盛り込んだところとす。法案成立後、転嫁拒否行為等に関するガイドラインや調査マニュアル等を策定し、政府一丸となつて中小企業を守るべく実効性のある強力な転嫁対策を実施してまいります。

また、中小企業・小規模事業者対策については、平成二十四年度補正予算と平成二十五年度当初予算において、大規模かつ切れ目のない対策を講じています。例えば、ものづくり補助金を措置し、一万社もの、ものづくり中小企業・小規模事業者の試作開発、設備投資などを支援しているほか、約八千二百まで拡大した全国津々浦々の税理士、弁理士等の認定支援機関がきめ細かく経営改善計画策定を支援していきます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣稲田朋美君登壇、拍手〕
○国務大臣(稲田朋美君) 本法案第八条についてのお尋ねがありました。

本法案第八条については、衆議院における御審議の過程で、同条で禁止されている表示の考え方

について、政府としての見解をお示しいたしました。また、同条についての衆議院における修正の趣旨は、禁止される表示の範囲の明確化を図るためのものであると承知していただきます。

公正取引委員会を担当し、本法案全体を取りまとめる立場にある大臣として、消費税還元セール等の表示を規制する本法案第八条は、一般消費者の誤認を防ぎ、買いたたき等の未然防止に資することから、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するという法の目的にかなうものと考えております。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕
○国務大臣(麻生太郎君) 低所得者対策としての消費税の軽減税率及び給付付き税額控除についてのお尋ねがあつております。

消費税率の引上げに当たつての低所得者対策につきましても、昨年六月の三党合意を踏まえ、八月に成立をいたしました税制抜本改革法におきまして、複数税率と給付付き税額控除が共に検討課題とされ、消費税率八%の段階からいづれかの施策の実現までの間の暫定的、臨時的なものとして簡素な給付措置を実施するものとされております。

このうち、給付付き税額控除の前提となりますマイナンバー法につきましても、御存じのように、先日、五月の二十四日、成立したところであります。

いづれにいたしましても、本年二月の三党合意におきまして、低所得者対策につきましても引き続き協議を行うということとされておりました。政府といたしましては、与党間及び三党間での議論を踏まえた上で検討を行っていく必要があるかと考えております。(拍手)

〔国務大臣森まさこ君登壇、拍手〕
○国務大臣(森まさこ君) 本法案第八条の趣旨等についてお尋ねがありました。

本法案第八条は、消費税の負担について消費者の誤認を防ぎ、納入業者の買いたたきや周辺の小

売業者の転嫁が困難になることを防止するため、消費税分を値引きする等の転嫁を阻害する安売りの宣伝や広告を禁止するものです。

当初の衆議院での審議において、本法案第八条で禁止される表示についての答弁が分かりにくいものであったことから、政府部内で同条の規定で禁止される表示についての考え方を整理し直し、消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方を明示しました。また、本法案第八条の衆議院における修正の趣旨は、禁止される表示の範囲の明確化を図るためのものであると承知しております。総額表示義務の特別措置についてのお尋ねがありました。

総額表示義務の特例は財務省の所管ではありませんが、消費者担当大臣からの答弁が求められておりますのでお答えさせていただきます。

総額表示の義務付けは、消費者の利便性の観点から導入され、平成十六年四月から実施されているものです。他方、税率の引上げ時において総額表示義務を厳格に適用することは、事業者にとって値札の張り替え等に多大なコストが掛かり、ひいては円滑な転嫁の確保も困難になることが考えられます。

このため、政府としては、本法案において、消費者に誤認されないための対策を講じていけば税込み価格を表示しなくてもよいとするとともに、消費者にも配慮する観点から、できるだけ速やかに税込み価格を表示するよう努めなければならぬとする総額表示の特例を、平成二十九年三月三十一日までの時限措置として設けることとしております。(拍手)

○議長(平田健二君) 荒木清寛君。

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

○荒木清寛君 公明党の荒木清寛です。

私は、公明党、自民党を代表し、ただいま議題になりました消費税転嫁特措法案について、総理並びに関係大臣に質問を行います。

本法律案は、平成二十六年四月と同年七月十月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図ることを目的とするものです。消費税は消費者が負担するものではありませんが、消費税を納めるのは事業者であることから、消費者へ至るまでの転嫁が円滑になされる必要があります。

自公連立政権の力強い経済対策により、一部の業種において明るさが見られるものの、中小事業者の経営環境は依然として厳しい状況に置かれており、消費税が円滑かつ適正に価格に転嫁できるところで、消費税が中小事業者の最大の懸案とされているところだ。

こうした状況を踏まえれば、過去に見られない強力な転嫁対策が必要です。手引にすぎないガイドラインではなく、法律で措置しなければなりません。

具体的には、中小企業関係団体などの意見を踏まえ、保護の対象を資本金等の額が三億円以下の全事業者に拡大し、一律に保護対象とすること、納入事業者が税抜き価格での価格交渉を求めた際に買手の拒否を禁止すること、さらに、現行の総額表示義務では増税前の値札の張り替えなどの事務負担が重いことから、税抜き価格の表示を許容することなどを法律に盛り込むことを公明、自民の与党両党は求めてきました。

本法律案は、こうした与党の提案にこたえるとともに、事業を所管する大臣にも権限を付与し、規制体制の強化を図るなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けて評価できるものとなっております。この上は、一日も早く法律案が成立し、国民への周知を強力に推進することが最大の転嫁対策になることと思われま。

そこで、本法律の早期成立に向けた決意、国民に対する広報の在り方について総理にお尋ねします。

次に、転嫁拒否等の行為の是正措置についてお尋ねします。

本法律案では、減額、買いたたきなど四つの類型を禁止行為と定めるとともに、その取締りを行うことにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することとしております。違反行為を効果的に取り締まるためには、組織的に万全な体制を構築することに加え、取締りに当たる専門人材の確保が必須のことと思われま。そのような組織、人事にわたる体制整備をどう構築するか、稲田内閣府特命担当大臣にお尋ねいたします。

また、本法律案では、公正取引委員会、中小企業庁のほか、事業を所管する大臣にも調査等の権限を付与するなど規制体制の強化を図っております。さらに、内閣官房に司令塔機能を担う消費税価格転嫁等対策推進室を置き、加えて、本法律案では、内閣府に政府共通の相談窓口として消費税価格転嫁等総合相談センターを設置することとしております。

しかしながら、多くの行政機関が関与することにより、縄張り争いや責任の押し付け合いなど、縦割り行政と批判されるような事態が起きるのではないかと危惧しております。そうした批判を招くことのないよう各行政機関が連携して事に当たる必要がありますので、各行政機関の連携の在り方について稲田内閣府特命担当大臣にお尋ねいたします。

次に、価格の表示に関する特別措置についてお尋ねいたします。

いわゆる消費税還元セールのような消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示に関し、衆議院において様々な議論がなされたこと承知しております。質疑の過程において、政府の統一見解が示され、さらに、規制する表示の範囲について、その明確化を図る観点から、消費税との関連を明示しているものに限ることとする修正が行われました。こうした衆議院修正の趣旨を踏まえた上で、禁止される表示の内容についてはガイドラインにおいて具体的な内容に示す必要があると思いますので、この点につき、森内閣府特命担当大臣の考え

をお尋ねいたします。

次に、総額表示義務の特例措置についてお尋ねいたします。

今般、小売店の値札張り替え作業など事務負担の軽減が必要なこと、税率が二段階にわたって引き上げられることを考慮し、店頭での価格表示について外税方式を認める特例措置が設けられています。一方で、総額表示の義務付けは、消費税込みの総額を表示することで消費者の利便性を確保することを意図するものであります。小売店と消費者双方の利益の確保のためには両者のバランスが重要となるところ、本法律案ではどのように対応しているか、麻生財務大臣にお尋ねいたします。

また、法律案では、九十八円などといった値ごろ感のある価格の表示について、税込み価格が明瞭に表示されているときに限り本体価格を強調して表示することが可能となっております。この明瞭とはどのようなものか、森内閣府特命担当大臣にお尋ねします。また、明瞭か否かの判断に当たって、恣意性を排除し、公正であることが求められます。公正公平な判断手続の在り方について、同じく森大臣にお尋ねいたします。

次に、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置、いわゆる転嫁カルテル、表示カルテルについてお尋ねします。

本法律案では、転嫁カルテルと表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設け、中小事業者が消費税を転嫁しやすい環境を整えることとしております。このうち、転嫁カルテルについては三分の二以上が中小事業者であることが要件とされているところ、三分の二以上とする理由は何か、これによって中小事業者にどのようなメリットがあるのか、お尋ねいたします。また、このような決定ができることについて、中小事業者に周知できなければ意味がありません。中小事業者への周知の在り方について

て、稲田内閣府特命担当大臣にお尋ねいたします。

次に、公共料金への消費税転嫁についてお尋ねします。

これについては、便乗値上げを防ぐとともに、地域交通など事業者の経営を圧迫することのないような配慮が必要です。

政府は、各公共料金に共通する消費税の価格転嫁に関する基本的な考え方を整理し、公表するとしております。公共料金に対する消費税の転嫁は、事業者におけるシステム改修の負担を考慮する必要があり、転嫁に伴う消費者への影響についても慎重に考える必要があります。こうした公共料金への価格転嫁についてどのような点が問題になるか、お尋ねします。また、早期に方針を示すことが事業者、消費者の双方に必要と思われるところ、現在の検討状況はどのようになっているか、森内閣府特命担当大臣にお尋ねします。

最後に、消費税の引上げによって得られた税金は、社会保障に充てられ、国民に還元することとなっております。本法律案は、言わば国民に円滑に還元するための措置とも言えます。政府一丸となった実効性のある転嫁対策の実施を期待し、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 荒木清寛議員にお答えをいたします。

消費税転嫁対策特別措置法案の早期成立に向けた決意と広報の在り方についてお尋ねがありました。

消費税率の引上げに際して、多くの中小企業者の方々から消費税の価格転嫁について不安の声が寄せられており、本法案により転嫁対策にしっかりと取り組んでいくことが極めて重要であります。本法案の早期の成立をお願いいたします。

また、消費税の円滑かつ適正な転嫁のためには転嫁等に関する理解を深めていただくことが重要

であり、消費税率の引上げの趣旨、価格への転嫁を通じて最終的に消費者に負担していただくことが予定されているという消費税の性格、本法案を含む転嫁対策等の取組について、徹底した周知、広報を行ってまいります。

また、内閣官房に置かれた消費税価格転嫁等対策準備室において、相談情報として寄せられた転嫁拒否事案が所管省庁に適切に通知され、処理されるような仕組みを検討しているところであり、政府全体として効果的な連携体制の構築及びその運営に努めることとしてお尋ねがありました。

○国務大臣(稲田朋美君) 違反行為を効果的に取り締まるための人材の確保、体制整備についてお尋ねがありました。

また、内閣官房に置かれた消費税価格転嫁等対策準備室において、相談情報として寄せられた転嫁拒否事案が所管省庁に適切に通知され、処理されるような仕組みを検討しているところであり、政府全体として効果的な連携体制の構築及びその運営に努めることとしてお尋ねがありました。

今般の消費税率の引上げが二段階にわたって実施される予定であることを踏まえ、転嫁対策にしっかりと取り組むためには、十分な監視、取締り体制を整備することが重要と認識しております。公正取引委員会では、平成二十五年年度予算において、新たに転嫁対策調査官などとして百十九名が手当てされているところ、職員採用に当たっては、公正取引委員会の元職員を含め、類似の調査業務の経験がある方、法律や税務等に明るい方、事業者間の取引実務に精通している方などを中心に十分な選考を経て採用することとしております。

今般の消費税率の引上げに際して、転嫁カルテルについて独占禁止法の適用を除外していることとしてお尋ねがありました。転嫁カルテルについては、取引上立場の弱い中小事業者が消費税を円滑かつ適正に価格に転嫁できるよう環境を整備するためであります。

また、新たに採用した職員については、十分な研修を行うだけでなく、独占禁止法や下請法の検査に従事している既存の職員とともに調査を行うなどの実地研修によって調査ノウハウ等の習得を図り、その上で監視、取締り業務に当たらせることとしてお尋ねがありました。

この趣旨を踏まえ、中小事業者のみを構成員とする事業者団体等が行う転嫁カルテルに限定して独占禁止法の適用除外とする考え方もありますが、その場合、多くの事業者団体が転嫁カルテルを行うことができなくなるおそれがあります。したがって、中小企業団体の組織に関する法律において、中小企業団体である商工組合について、その総組合員の三分の二以上が中小事業者であれば、これを設立して共同経済事業を行うことができるとされていることに倣い、本法案においても、参加事業者の三分の二以上が中小事業者である場合に転嫁カルテルを認めることとしたものであります。これにより、その構成員全てが中小事業者でない中小企業団体であっても転嫁カルテルを行うことができるなどのメリットがあります。

また、中小事業者への周知につきましては、本法案成立後、ガイドラインを作成、公表することともに、事業者の方々に対してパンフレットの配布や業者向け等の説明会を開始するなど、徹底した周知、広報を行ってまいりたいと考えております。

また、中小事業者への周知につきましては、本法案成立後、ガイドラインを作成、公表することともに、事業者の方々に対してパンフレットの配布や業者向け等の説明会を開始するなど、徹底した周知、広報を行ってまいりたいと考えております。

このため、公正取引委員会がその経験を生かし

また、中小事業者への周知につきましては、本法案成立後、ガイドラインを作成、公表することともに、事業者の方々に対してパンフレットの配布や業者向け等の説明会を開始するなど、徹底した周知、広報を行ってまいりたいと考えております。

また、中小事業者への周知につきましては、本法案成立後、ガイドラインを作成、公表することともに、事業者の方々に対してパンフレットの配布や業者向け等の説明会を開始するなど、徹底した周知、広報を行ってまいりたいと考えております。

また、中小事業者への周知につきましては、本法案成立後、ガイドラインを作成、公表することともに、事業者の方々に対してパンフレットの配布や業者向け等の説明会を開始するなど、徹底した周知、広報を行ってまいりたいと考えております。

す。(拍手)

(国務大臣森まさこ君登壇、拍手)

○国務大臣(森まさこ君) 価格の表示に関する特別措置についてお尋ねがありました。

本法案第八条の修正の趣旨は、禁止される表示の範囲について明確化を図るものであると承知しています。

政府としては、どのような表示が禁止の対象となるかについて、できるだけ明確で分かりやすいガイドラインを策定するため、現在、事業者や事業者団体に対して具体的な表示例に関するヒアリングを行って事例を収集しており、引き続き、事業者の意見を十分に聞いた上で、具体的な事例を含めたガイドラインを策定してまいりたいと考えております。

本法案における税込み価格が明瞭に表示されている場合についてお尋ねがありました。

税込み価格が併せて税抜き価格を表示する場合に、税込み価格が一般消費者にとって見やすく、税抜き価格を税込み価格であると誤認されないように表示していれば、税込み価格が明瞭に表示されていると言えます。

事業者の予見可能性を高めるため、事業者からの意見も十分に聞いた上で、明瞭に表示されていると言える場合の具体例も含め、できるだけ明確で分かりやすいガイドラインを策定し、法律が公布された後、パブリックコメント等の所要の手続を行った上で、可能な限り速やかに公表してまいりたいと思います。

公共料金への消費税転嫁についてのお尋ねがありました。

公共料金に共通する消費税転嫁に関する基本的な考え方については、現在、内閣官房や公共料金所管省庁とともに検討しているところです。この検討に当たっては、今般の税率引上げが段階的に実施されることに留意していく必要があると考えております。

消費者庁としては、こうした点を踏まえ、基本

的な考え方の整理に向け、関係省庁と連携の上、適切に対応してまいり所存です。(拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 総額表示の特例について

御指摘のありましたように、価格表示の在り方を検討するに当たりましては、いわゆる事業者からの視点と消費者からの視点の両面からの検討が必要であらうと考えております。

このため、今般の法律では、平成二十九年三月三十一日までの間におきましては、消費税の円滑な転嫁の確保や事業者による値札の張り替えなどの事務負担への配慮の観点から、消費者に誤認されないための対策を講じていれば税込み価格を表示しなくてよいというものにしてあります。

同時に、消費者への配慮の観点からは、事業者はできるだけ速やかに税込み価格を表示するよう努めるということにいたしております。(拍手)

○議長(平田健二君) 藤巻幸夫君。

(藤巻幸夫君登壇、拍手)

○藤巻幸夫君 みんなの党の藤巻幸夫でございます。

私は、ただいま議題となりました消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案につきまして、会派を代表して質問をいたします。

まず初めに、稲田大臣にお伺いいたします。

本法律案は、平成二十六年四月と平成二十七年十月の消費税率の引上げに際し、減額、買いたたきなどの行為を取り締まること、また、消費税還元セールのように、価格に消費税が転嫁されていないと消費者が誤認するおそれのある表示を規制することなどを定めることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図ることが目的であるとされております。

しかし、そもそも、消費税率が引き上げられるか否かにかかわらず、消費税分を買いたたきなど

の行為があつていいはずはありません。消費税は円滑に転嫁しなければならぬものであつて、現行の独占禁止法や下請法でも、優越的地位の濫用や買いたたきなどは禁じられている行為でありまして、それにもかかわらず、あえて特別措置法で対処しなければならぬ理由は何なのでしようか。

下請法は一定の委託取引のみをその対象とし、通常の売買取引には適用がないことなどが法律案を制定する理由の一つに挙げられておりますが、これはおかしい話であります。下請法に足りない点があるのであれば、下請法を改正し、強化するのが道理ではないでしょうか。本来なすべきは、特別措置法の制定ではなく、下請法の強化のほうであります。特別措置法を制定する理由と下請法の強化の必要性についてお伺いいたします。

次に、消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置についてお伺いいたします。

法律案第三条では、買いたたきなどの四つの行為を禁止し、それらの違反行為を防止し是正するため、必要な指導、助言を行うこととしております。しかし、衆議院における参考人質疑で有識者も指摘しているとおり、買いたたきか自由な価格交渉の結果か、その判断は至難のことと思われる。八%に税率が引き上げられた際、メーカーと卸と小売とで一%ずつ、言わば痛み分けのように増税分を負担する場合や、家電量販店のように日々、本体価格の見直しを行っている場合には、税率引上げ時の前後の納入価格を比べたとしても、買いたたきか否かを判断するのは実質的に不可能であります。どのような場合に買いたたきと判断するのか、その基準をお伺いいたします。

また、今般、公正取引委員会のほか、主務大臣にも指導、助言を行う権限を付与し、幅広い事業を対象にするとしておりますが、従来、この種の規制の運用を担ってきたのは第三者機関である公正取引委員会であり、その役割は本質的に異なりますが、そうした差を考慮することなく一緒にして

しまつてよいのでしょうか。事業を所管する主務大臣を運用主体とした妥当性についてお伺いします。

さらに、違反行為の監視要員として非常勤職員を採用も選択肢の一つであるとされております。しかし、専門的、技術的判断が必要とされる職務を非常勤職員で賄うのは実効性を無視したものと云わざるを得ません。人材がそろわなければ規制の効果を上げることは不可能です。人材獲得の在り方と規制の実行可能性についてお伺いします。

次に、転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置につきまして、森大臣にお伺いいたします。

法律案第八条では、消費税還元セールのような消費税を転嫁していない旨の表示は行つてはならないとされております。この狙いは、大規模小売店の周辺で営業する中小事業者が消費税相当額の値下げを余儀なくされることを防ぐためのものと説明がされておりますが、この点、事業者の有力な販売戦略である表示を規制することに合理性があるのか、様々な意見が出されているところであり、そこで、衆議院において、消費税との関連を明示しているものに限定すると修正が行われましたが、修正の結果どうなったのが判然としておりません。消費税との文言を含まない表示であつても規制対象となるか否か、お伺いします。

仮に、消費税という言葉を使わなければその表示は禁止されないとすれば、ほとんどの安売り広告が規制されません。政府が意図した周辺中小事業者の保護は骨抜きということであり、表示を規制することにより法益は得られないと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、総額表示義務の特例措置につきまして、麻生大臣にお伺いいたします。

本法律案では、事業者の値札張り替え作業などの事務負担を考慮し、消費税込みの価格を表示する総額表示義務に特例を設け、いわゆる外税方式を認めることとしております。しかし、総額表示

義務では、レジでの会計を終えるまで金額が分からないといった意見や、外税と内税が混在すると価格の比較が行いづらいつた意見など、消費者の意向を踏まえ、利便性を考慮して導入されたものであります。本法律案の場合、外税方式を取る事業者と、そのまま総額表示を続ける事業者が混在することになり、消費者の利便性を損なうばかりでなく、混乱も予想されます。

特例として外税方式を認めるメリットは何か、消費者に十分配慮されたものなのか、お伺いします。

また、この法律が効力を失う平成二十九年三月以降、再び総額表示が義務付けられることとなります。消費者ばかりでなく事業者の混乱も予想されますが、そのような混乱にどう対処するのか、お伺いいたく存じます。

次に、転嫁カルテル、表示カルテルについて、稲田大臣にお伺いいたします。

本法律案では、事業者等が行う転嫁カルテルと表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様に独占禁止法の適用除外制度を設けることとしております。しかし、このことは、平成九年の消費税率引上げ時にはカルテルは認められなかったということを意味しております。その理由として、平成九年当時は、消費税が国民の間に定着し、転嫁に関する理解が深まっていたため、現行の独占禁止法の枠内において消費税の適正な転嫁が可能であるとされておりました。

平成九年当時より消費税に関する理解が深まっているのは平成二十六年四月に転嫁対策が行われるのは奇妙としか言えません。なぜカルテルが復活したのか、整合性のある説明を求めます。

次に、転嫁対策に必要な費用について、安倍総理にお伺いいたします。

本法律案は予算関連議案とされており、本法律施行に要する経費として約三億六千万が内閣府の予算に計上されております。一方で、本法律案は、国民に対し徹底した広報を行うこと、情報収集、

指導、助言を行うための万全の体制を整備することなどを国等の責務として定めており、それを実行するための予算が必要はなす。一例を挙げると、公正取引委員会は二十五年予算に四億三千万円、中小企業庁は二十四年度補正予算で約四十二億円、二十五年度予算で約二十二億円計上しております。このほか、表示規制を担う消費者庁、事業を所管する各省大臣も経費は必要はなすであります。政府は果たして転嫁対策全体として必要な経費を把握しているのか否か、全体が幾らになるのか、お伺いします。

以上述べたように、本法草案に基づく規制の効果は極めて低いと言わざるを得ません。それにもかかわらず、分かる範囲でも約七十二億円の予算が計上されていきます。転嫁対策が中小企業向けの施策であるならば、最初からその予算を中小企業向けに使うべきではないでしょうか。予算の使い方として不合理であると考えますが、総理の意見をお伺いします。

そもそも、消費税の転嫁についての根本的な解決策は、景気を良くし、日本を元気にすることです。まずはデフレから脱却し、日本経済を成長軌道に乗せることを最優先にしなければなりません。

アベノミクスの三本目の矢は成長戦略とされており、限りある予算はクルジョパン、私はクリエイティブジャパンと申しておりますが、物づくりやデザイン、サービス産業など、付加価値を付けて日本のGDPを押し上げる努力をしている分野にこそ注ぐべきではないでしょうか。効果が不確かな施策に莫大な予算をつぎ込むことに合理性はないことを指摘し、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 藤巻幸夫議員にお答えをいたします。

転嫁対策の予算等についてお尋ねがありました。

た。

転嫁対策にしっかりと取り組むため、平成二十四年度補正予算では、中小企業団体が行う相談窓口の設置等の経費として、中小企業庁において四十二億円、平成二十五年度予算では、相談体制の整備、調査、監視体制の強化、広報等の経費として、中小企業庁、公正取引委員会、内閣府、農水省等において合計三十億円を計上しているほか、関係省庁において計上している広報関係予算等の一部が転嫁対策等にも使用されることとなります。

中小事業者など、取引上の立場が弱い事業者が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことは極めて重要な課題であり、計上した予算は実効性のある強力な転嫁対策を実施するために必要なものであります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣稲田朋美君登壇、拍手)

○国務大臣(稲田朋美君) 消費税の引上げに伴う買いたたきなどに対して、下請法の強化ではなく特別措置法で対処することについてのお尋ねがありました。

下請法は、製造委託など下請取引のみを対象としているため、通常の売買取引には適用はありません。また、下請法の運用主体は、公正取引委員会と中小企業庁長官だけとなっております。

他方、今般の消費税率の引上げは、一年六か月の間に二回にわたって引上げが予定されており、その際には消費税の転嫁拒否等の行為が集中的に多数発生するおそれがあるなど、中小事業者を中心に消費税の価格への転嫁について懸念が示されています。

このため、下請法の対象となる下請取引だけではなく、広範な取引において集中的に多数発生するおそれのある消費税の転嫁拒否等の行為に対して、公正取引委員会や中小企業庁長官だけでなく、事業を所管する大臣にも調査の権限を付与

し、政府一丸となって実効性ある監視、取締りを行うため、特別措置を講ずることとしたものであります。

買いたたきの判断基準についてお尋ねがありました。

今般の消費税率の引上げに際し、税率引上げ前の取引価格に消費税率引上げ分が上乗せされていない場合には、違反の疑いのある特定事業者から当該行為について特段の事情があることの説明がない限り、買いたたきに該当します。

特段の事情とは、例えば、原材料価格等が客観的に下落しており、当該原材料価格等の下落を反映した価格交渉が行われた結果、取り決めた単価が従来の単価よりも低くなる場合などが想定されますが、取引の実態を個別に調査し、確認することとします。

本法案において、事業を所管する主務大臣についても運用主体としたことについてお尋ねがありました。

消費税の転嫁拒否等の行為については、二度にわたる消費税率の引上げ時に集中的に発生することが懸念され、これを迅速かつ効果的に是正するため、公正取引委員会の限られた人員だけで監視、取締りを行うのではなく、中小企業庁長官や事業を所管する主務大臣においても積極的な情報収集や調査を行い、政府一丸となって実効性のある監視、取締りを徹底することが必要です。

このため、本法案では、公正取引委員会だけではなく、中小企業庁長官や事業を所管する主務大臣においても調査や指導を行う権限を付与することとしたしております。

人材の獲得の在り方と規制の実行可能性についてお尋ねがありました。

今般の消費税率の引上げが二段階にわたって実施される予定であることを踏まえ、転嫁対策にしっかりと取り組むためには十分な監視、取締り体制を整備することが重要と認識しております。公正取引委員会では、平成二十五年度予算にお

いて新たに転嫁対策調査官などとして百十九名が手当てされているところ、職員の採用に当たっては、公正取引委員会の元職員を含め、類似の調査業務の経験がある方、法律や税務等に明るい方、事業者間の取引実務に精通している方などを中心に十分な選考を経て採用することとしております。

また、新たに採用した職員については、十分な研修を行うだけでなく、独占禁止法や下請法の検査に従事している既存の職員とともに調査を行うなどの実地研修によつて調査ノウハウ等の習得を図り、その上で監視、取締り業務に当たらせることとしております。

消費税転嫁のためのカルテルについてのお尋ねがありました。

消費税を導入した平成元年においては、消費税は我が国にとつて極めてなじみが薄かったことから、政府として万全の対策を期するため、事業者や消費者が消費税制度に慣れるまでの暫定的措置として、転嫁カルテル及び表示カルテルについて独占禁止法の適用除外としました。

消費税を引き上げた平成九年の段階では、消費税が我が国に定着していたことなどを踏まえ、同様の立法措置は講じていません。

今般の消費税率の引上げは二段階にわたって実施されるものであるため、特に価格交渉力が弱い中小事業者の方々から消費税の価格への転嫁について懸念が示されておりますので、平成元年の消費税導入時と同様に、転嫁カルテル及び表示カルテルに関する特別措置を講じることによって、これらの中小事業者の方々が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整備していくこととしたしております。(拍手)

(国務大臣森まさこ君登壇、拍手)

○国務大臣(森まさこ君) 消費税との文言を含まない表示であっても本法案第八条の規制対象となるのか否かについてお尋ねがありました。

本法案第八条の衆議院における修正の趣旨は、禁止される表示の範囲の明確化を図るためのものであると承知しています。したがって、消費税といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

表示を規制することによる法益についてのお尋ねがありました。

本法案第八条の規定は、消費税の負担について消費者の誤認を防ぎ、納入業者の買いたたきや周辺の小売業者の転嫁が困難になることを防止するため消費税を値引くなどの表示を禁止するものであり、景品表示法では規制できない表示についても規制するものです。

したがって、第八条の規定は、本法案の目的である消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するために必要な措置であると考えます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 総額表示の特例及びその影響についてのお尋ねがあつております。

今般の法案に盛り込まれた総額表示の特例により、値札の張り替えなど事業者の事務負担が軽減され、ひいては消費税の円滑な転嫁にも役立つものと考えております。

他方、本特例は、消費者にも配慮する観点から、消費者に誤認されないための対策を講じているときに限り認められ、また、できる限り速やかに税込み価格を表示するよう努めなければならぬということにいたしております。

本特例の導入と失効ということに伴います消費者や事業者の混乱をというお話でしたんで、混乱をできるだけ防止するため、事業者など関係者の御意見を聴取をいたしております。その上で、値札表示の具体例などを今後作成いたしますガイドラインで分かりやすくお示しをいたしたいと考えております。

また、消費者及び事業者に対し、本特例の期限が平成二十九年三月までであることなどをしっかりとこれ周知をさせなければならぬということとで、一層広報に取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(平田健二君) 日程第一 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(平田健二君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

まず、委員長(報告)を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長轟木利治君。

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたします。投票総数 百七十八 賛成 百七十八 反対 〇

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(轟木利治君登壇、拍手)

○轟木利治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(平田健二君) 本日はこれにて散会いたします。午後四時十四分散会

本法律案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであります。

出席者は左のとおり。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員逢沢一郎君から趣旨説明を聴取した後、成年被後見人の選挙権等回復に係る検討経過、成年被後見人選挙権訴訟の控訴取下げに係る見解、代理投票制度における選挙人の意思確認のための方策、不在者投票の公正確保のための具体策、障害者の投票権行使に係る実務上の課題に対する対応策等について質疑が行われました。

議長 平田 健二君
副議長 山崎 正昭君

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議員 田村 智子君 山田 太郎君
吉田 忠智君 川崎 稔君
紙 智子君 藤巻 幸夫君
真山 勇一君 山内 徳信君
大門実紀史君 行田 邦子君
福島みずほ君 又市 征治君
安井美沙子君 井上 哲士君
中西 健治君 松田 公太君
金子 洋一君 山下 芳生君

寺田 典城君	柴田 巧君
加賀谷 健君	藤谷 光信君
川上 義博君	林 久美子君
市田 忠義君	加藤 敏幸君
柳澤 光美君	榊原 敏也君
水野 賢一君	小野 次郎君
江口 克彦君	増子 輝彦君
福山 哲郎君	郡司 彰君
長浜 博行君	藤原 正司君
尾辻 かな子君	浜田 和幸君
小川 敏夫君	自見 庄三郎君
樽井 良和君	小西 洋之君
石橋 通宏君	大野 元裕君
西村 まさみ君	徳永 エリ君
斎藤 嘉隆君	田城 郁君
中谷 智司君	牧山 ひろえ君
徳永 久志君	蓮 舫君
藤末 健三君	尾立 源幸君
前川 清成君	小見山 幸治君
大久保 勉君	白 眞敷君
那谷 正義君	岩本 司君
小林 正夫君	広田 一君
松井 孝治君	岡崎 トミ子君
柳田 稔君	一川 保夫君
奥石 東君	池口 修次君
水岡 俊一君	直嶋 正行君
北澤 俊美君	玉置 一弥君
水戸 将史君	森田 高君
江島 潔君	島尻 安伊子君
片山 虎之助君	横峯 良郎君
松下 新平君	片山 さつき君
江崎 孝君	有田 芳生君
石井 浩郎君	磯崎 仁彦君
岩井 茂樹君	轟木 利治君
武内 則男君	大河 原雅子君
相原 久美子君	赤石 清美君
青木 一彦君	足立 信也君
藤本 祐司君	津田 弥太郎君

芝 博一君	北川イツセイ君
小泉 昭男君	末松 信介君
中川 雅治君	神本美恵子君
山根 隆治君	山谷えり子君
藤井 基之君	野上浩太郎君
前田 武志君	田中 直紀君
江田 五月君	鴻池 祥肇君
小坂 憲次君	丸川 珠代君
佐藤 正久君	若林 健太君
荒井 広幸君	佐藤ゆかり君
渡辺 猛之君	藤川 政人君
長谷川 岳君	舩添 要一君
上野 通子君	宇都 隆史君
熊谷 大君	高階恵美子君
中西 祐介君	中原 八一君
丸山 和也君	大家 敏志君
塚田 一郎君	二之湯 智君
野村 哲郎君	松村 祥史君
岡田 直樹君	水落 敏榮君
山本 順三君	川口 順子君
宮沢 洋一君	関口 昌一君
脇 雅史君	岩城 光英君
鈴木 政二君	谷川 秀善君
松村 龍二君	中曾根弘文君
溝手 顕正君	岸 宏一君
吉田 博美君	山崎 力君
武見 敬三君	竹谷とし子君
舟山 康江君	横山 信一君
石川 博崇君	谷 亮子君
三原じゅん子君	山本 博司君
谷合 正明君	平山 幸司君
平山 誠君	石井 準一君
浜田 昌良君	渡辺 孝男君
藤原 良信君	猪口 邦子君
福岡 資麿君	加藤 修一君
荒木 清寛君	長沢 広明君
主演 了君	佐藤 公治君
加治屋義人君	鶴保 庸介君

世耕 弘成君	松 あきら君
西田 実仁君	広野ただし君
森 ゆうこ君	林 芳正君
山本 一太君	森 まさこ君
白浜 一良君	山口那津男君
草川 昭三君	
内閣総理大臣	安倍 晋三君
財務大臣	麻生 太郎君
総務大臣	新藤 義孝君
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)	森 まさこ君
国務大臣	稲田 朋美君
内閣官房副長官	世耕 弘成君
内閣官房副長官	寺田 稔君
副大臣	
内閣府副大臣	

青木 一彦君	衛藤 晟一君
中原 八一君	山本 一太君
平山 幸司君	主演 了君
法務委員	
長浜 博行君	江田 五月君
吉川 沙織君	小川 敏夫君
文教科学委員	
神本美恵子君	那谷屋正義君
山東 昭子君	石井 浩郎君
鈴木 政二君	熊谷 大君
厚生労働委員	
藤川 政人君	林 芳正君
農林水産委員	
江崎 孝君	金子 恵美君
大河原雅子君	松浦 大悟君
はた ともこ君	平山 幸司君
経済産業委員	
難波 奨二君	高橋 千秋君
江島 潔君	牧野たかお君
主演 了君	はた ともこ君
国土交通委員	
松浦 大悟君	大河原雅子君
環境委員	
江田 五月君	長浜 博行君
熊谷 大君	鈴木 政二君
渡辺 猛之君	森 まさこ君
予算委員	
大島九州男君	藤末 健三君
衛藤 晟一君	青木 一彦君
林 芳正君	藤川 政人君

決算委員	
藤末 健三君	大島九州男君
安井美沙子君	西村まさみ君
行政監視委員	
山本 一太君	中原 八一君
議院運営委員	
西村まさみ君	安井美沙子君
佐藤 信秋君	長谷川 岳君
森 まさこ君	渡辺 猛之君
脇 雅史君	磯崎 仁彦君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
沖繩及び北方問題に関する特別委員	
小林 正夫君	尾辻かな子君
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	
梅村 聡君	江崎 孝君
辻 泰弘君	津田弥太郎君
藤田 幸久君	田城 郁君
岡田 広君	赤石 清美君
山東 昭子君	三原じゅん子君
西田 昌司君	高階恵美子君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。	
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七二号)	
薬事法等の一部を改正する法律案(閣法第七三号)	
再生医療等の安全性の確保等に関する法律案(閣法第七四号)	

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(上川陽子君外六名提出(衆第二十一号))
同日議長は、次の内閣提出案を決算委員会に付託した。

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書(第百八十一回国会提出)

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書(第百八十一回国会提出)
平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書(第百八十一回国会提出)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

健康保険法等の一部を改正する法律案

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案

地方公共団体情報システム機構法案

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦君提出大学の設置認可の在り方に関する質問に対する答弁書(第九七号)

参議院議員有田芳生君提出よど号グループに関する質問に対する答弁書(第九八号)

参議院議員加賀谷健君提出裁判員制度に関する質問に対する答弁書(第九九号)

参議院議員加賀谷健君提出竹島問題に関する質問に対する答弁書(第一〇〇号)

参議院議員加賀谷健君提出総理大臣公邸に関する質問に対する答弁書(第一〇一号)

参議院議員加賀谷健君提出風営法のダンス営業規制に関する質問に対する答弁書(第一〇二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

健康保険法等の一部を改正する法律

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律

地方公共団体情報システム機構法

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

内閣法等の一部を改正する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律

本日委員長から次の報告書が提出された。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆第一六号)審査報告書

審査報告書

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年五月二十七日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 轟木 利治

参議院議長 平田 健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について約二億二千万円が見込まれる。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、成年被後見人の選挙権等が回復されることについて周知徹底を図るとともに、選挙等の公正な実施を確保するための措置が適切に講ぜられるよう、地方公共団体に対する支援を行うこと。

二、郵便等による不在者投票における対象者の拡大や点字投票の導入等、障がいがあるなどの有権者の政治参加を容易にするための施策について、不正投票の防止策の実効性を検証しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。
三、障がいに関する公職選挙等に係る法令上の用

語について、適切に見直しを行い、必要な措置を講ずること。
右決議する。

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十五年五月二十一日

衆議院議長 伊吹 文明
参議院議長 平田 健二殿

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律
(公職選挙法の一部改正)
第一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号を次のように改める。
一 削除

第四十八条第一項中「身体の故障又は文盲を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第二項中「聴いて、」の下に「投票所の事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第四十八条の二第二項の表第四十六条第一項から第三項までの項中「まで」の下に「及び前条第二項」を加える。

第四十九条に次の一項を加える。
9 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

(地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法の特例に関する法律の一部改正)

第二条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第二項及び第四項中「聴いて、」の下に「投票所の事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

(日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第三條 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四條及び第五條を次のように改める。

第四條及び第五條 削除

第二十二條第一項中「(第四條の規定により投票権を有しない者を除く。)」を削る。

第二十八條の見出し中「表示及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三十五條中「(第四條の規定により投票権を有しない者を除く。次条第一項において同じ。)」を削る。

第四十一條の見出し中「表示及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五十九條第一項中「身体の故障又は文盲」を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第二項中「聴いて、」の下に「投票所の事務に従事する者のうちから」を加え、「その承諾を得て」を削る。

第六十條第二項の表第五十七條第一項の項中「第五十七條第一項」の下に「及び前条第二項」を加える。

第六十一條に次の一項を加える。
9 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

附則第二條第二項中「第五條中「市町村長」とあるのは「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。第十一條

第一項の規定により法務大臣が指名した者」と、「その市町村に本籍を有する者で」とあるのは「特別措置法第十一條第一項に規定する北方地域に本籍を有する者で」と、第三十六條第一項及び「第三十六條第一項中「申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村」とあるのは「申請の時ににおいて北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号。以下「特別措置法」という。第十一條第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」と、同条」に改める。

附 則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二條 第一條の規定による改正後の公職選挙法の規定、第二條の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の規定及び附則第四條の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五條の規定による投票については、なお従前の例による。
(地方自治法の一部改正)
第三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第七十四條第八項中「身体」の故障又は文盲を「心身の故障その他の事由」に改める。
第七十四條の四第三項中「身体」の故障若しくは文盲を「心身の故障その他の事由」に、「禁

錮を「禁錮」に改め、同条第四項中「身体」の故障又は文盲を「心身の故障その他の事由」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。
(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)
第四條 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三條の二第二項中「第十八條」を「次項及び第十八條」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による経費を除くほか、同項の不在者投票について、不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費の額は、一日につき一万七千円とする。

第十六條及び第十七條第一項中「及び第十三條の二第二項」を「並びに第十三條の二第一項及び第二項」に改める。
(農業委員会等に関する法律の一部改正)
第五條 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第三項第一号を次のように改める。
一 削除
(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第六條 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十條第三項中「身体」の故障若しくは文盲を「心身の故障その他の事由」に改め、同条第四項中「身体」の故障又は文盲を「心身の故障その他の事由」に改める。
(罰則に関する経過措置)
第七條 この法律の施行前にした行為及び附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

投票者氏名

日程第一 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

足立 信也君	相原久美子君
有田 芳生君	池口 修次君
石橋 通宏君	一川 保夫君
岩本 司君	江崎 孝君
江田 五月君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	尾辻かな子君
大河原雅子君	大久保 勉君
大野 元裕君	加賀谷 健君
加藤 敏幸君	金子 洋一君
神本美恵子君	川上 義博君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小西 洋之君	小林 正夫君
小見山幸治君	興石 東君
齋藤 嘉隆君	芝 博一君
榎葉賀津也君	田城 郁君
田中 直紀君	武内 則男君
玉置 一弥君	樽井 良和君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
徳永 久志君	轟木 利治君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
中谷 智司君	長浜 博行君
西村まさみ君	白 眞勲君
林 久美子君	広田 一君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤谷 光信君	藤本 祐司君
藤原 正司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	松井 孝治君
水岡 俊一君	安井美沙子君

柳澤 光美君	柳田 稔君
山根 隆治君	蓮 舫君
青木 一彦君	赤石 清美君
石井 準一君	石井 浩郎君
磯崎 仁彦君	猪口 邦子君
岩井 茂樹君	岩城 光英君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	大家 敏志君
岡田 直樹君	加治屋義人君
片山さつき君	川口 順子君
岸 宏一君	北川イツセイ君
熊谷 大君	小泉 昭男君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
島尻安伊子君	末松 信介君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関口 昌一君	高階恵美子君
武見 敏三君	谷川 秀善君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中曽根弘文君
中西 祐介君	中原 八一君
二之湯 智君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	長谷川 岳君
林 芳正君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
松下 新平君	松村 祥史君
松村 龍二君	丸川 珠代君
丸山 和也君	三原じゅん子君
水落 敏榮君	溝手 顕正君
宮沢 洋一君	森 まさこ君
山崎 力君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	若林 健太君
脇 雅史君	渡辺 猛之君
荒木 清寛君	石川 博崇君
加藤 修一君	草川 昭三君
白浜 一良君	竹谷とし子君

谷合 正明君	長沢 広明君
西田 実仁君	浜田 昌良君
松 あきら君	山口那津男君
横山 信一君	渡辺 孝男君
江口 克彦君	小野 次郎君
行田 邦子君	柴田 巧君
寺田 典城君	中西 健治君
藤巻 幸夫君	真山 勇一君
松田 公太君	水野 賢一君
山田 太郎君	佐藤 公治君
主演 了君	谷 亮子君
平山 幸司君	広野ただし君
藤原 良信君	森 ゆうこ君
井上 哲士君	市田 忠義君
紙 智子君	田村 智子君
大門実紀史君	山下 芳生君
平山 誠君	舟山 康江君
福島みずほ君	山内 徳信君
吉田 忠智君	片山虎之助君
水戸 将史君	荒井 広幸君
舩添 要一君	川崎 稔君
自見庄三郎君	浜田 和幸君
山崎 正昭君	横峯 良郎君

反対者氏名

○名

大学の設置認可の在り方に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月十四日

参議院議長 平田 健二殿

江口 克彦

大学の設置認可の在り方に関する質問主意書
書

田中前文部科学大臣による秋田公立美術大学等

れたい。
右質問する。

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員江口克彦君提出大学の設置認可の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出大学の設置認可の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

経済協力開発機構が平成二十四年に公表した「図表でみる教育（二十二年版）」と題する報告書によると、平成二十二年における我が国の大学を含む「大学型高等教育」への進学率は五十一パーセントであり、同報告書に掲載されている経済協力開発機構加盟国の平均である六十二パーセントより十一パーセントポイント低い状況にあると承知している。政府としては、我が国の直面する社会の急激な変化に対応するための基礎的な力を有し、将来に活路を見いだす原動力となる有為な人材や、今後需要の見込まれる分野における厚みのある中核的・専門的な人材層を確保するためには、大学を始めとした高等教育における質・量ともに充実した人材の養成が必要であり、基本的には、これまでの大学の設置認可の弾力化等の方向性は維持すべきものと考えている。

二について

大学の設置認可については、この認可に係る制度が大学の質を保証する観点から重要な役割を果たしているとの前提の下、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色ある教育研究活動を展開できるよう、平成十五年の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）等の改正等により、最低限の基準を維持しつつ、その

弾力化や審査基準の簡素化、審査の準則化等を図ってきたところである。その結果、大学の新規参入や組織改編が促進され、適切な競争等を通じて、多様で特色ある教育研究活動の活性化が図られるようになったが、一方で、頻繁な組織改編や設置計画の変更等が行われることなどにより、学生の体系的な学びや学修成果の達成が危ぶまれる事例が生じるなど、大学の質を保証する観点からは一部に懸念すべき状況も生じていると認識している。

政府としては、大学が自らの判断で社会の変化等に対応していくことができるよう、これまでの大学の設置認可の弾力化等の方向性は維持しつつ、一部の懸念すべき状況を踏まえて、大学の質を保証する観点から設置基準の一層の明確化や審査の充実等を図ることにより、大学の設置認可に係る制度を適切に運用することが必要であると考えている。

三について

大学の質・量の充実を図るためには、引き続きこれまでの大学の設置認可の弾力化等の方向性を維持しつつ、その制度を適切に運用するとともに、大学の設置後において、適切な競争等が行われることなどを確保すべく、文部科学大臣によって認証を受けた機関が大学の教育研究等の状況について定期的に評価を行う認証評価制度を更に充実することや私立大学における早期の経営判断を促進する制度等を導入することまで含めた全体的な仕組みの確立が必要であると考えている。そのような観点から、政府としては、今後とも、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色ある教育研究活動を展開しつつ、大学の質も十分に保証されるよう、大学の設置前及び設置後を通じて大学の質の保証に係る方策の在り方について検討を進めてまいりたい。なお、文部科学省においては、私立大学の設置者が自ら責任を持つて的確な経営判断を行えるようにするため、私立大学の運

営が困難に陥らないようにすることを含めて個別的な経営指導を行っており、今後ともその充実に努めてまいりたい。

よど号グループに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月十四日

有田 芳生

参議院議長 平田 健二殿

よど号グループに関する質問主意書

昭和四十五年三月三十一日、日航機「よど号」を乗っ取り北朝鮮に渡った元共産主義者同盟赤軍派メンバーとその妻ら(以下「よど号グループ」とする)に関する質問をします。

一 よど号グループは、一九九〇年代以降日本政府に帰国交渉を求める書簡を出したと機関誌等で明らかにしています。政府に届いた書簡は現在までに何通あります。日時とともに示してください。

二 日本政府は、北朝鮮政府に対し、よど号グループの引き渡しを公式に求めましたか。求めたとしたら、その回数及び日時を示してください。

三 平成二十五年五月二十八日、中山恭子首相補佐官(拉致問題担当、当時)は、よど号グループの帰国は「拉致問題とは直接関係ない」という認識を記者会見で示しました(日本経済新聞平成二十五年五月二十九日朝刊)。政府は今日においても同様の見解ですか。

四 政府は、よど号グループの帰国は拉致問題解決の進展になると認識していますか。

五 よど号グループに出ている逮捕状の件名と件数、さらに国際手配の概要を示してください。

六 よど号グループは、有本恵子さん、松木薫さん、石岡亨さんに対する拉致事件での逮捕状の

撤回を帰国条件として主張しています。日本政府は逮捕状撤回要求を受け入れるつもりがありますか。

七 本年三月二十二日、地方の救う会などの関係者が、警視庁公安部に対し、拉致の疑いが指摘される福岡県美子さんについて、容疑者不詳のまま国外移送目的略取罪の刑事告発を行っています。政府は福岡県美子さんが、北朝鮮及びよど号グループによる拉致被害者であるとの認識を持っていますか。持っていないとするなら、その理由をお示し下さい。

八 米国は北朝鮮をテロ支援国家に認定した理由について、よど号グループの北朝鮮での滞在を理由にしています。日本政府はよど号グループをテロ支援団体と認識していますか。右質問する。

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員有田芳生君提出よど号グループに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出よど号グループに関する質問に対する答弁書

一について

昭和四十五年三月に発生したいわゆる「よど号」ハイジャック事件(以下「本件事件」という)の実行犯、その妻等(以下「本件グループ」という)が、我が国の政府に対し書簡を出した旨を本件グループの支援団体のホームページ等で明らかにしていることについては承知しているが、当該書簡を受理したか否かを含めてその事実関係について明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

二について

政府としては、これまで北朝鮮側に対し、北

朝鮮との協議の場合において、本件グループのうち警察において国際刑事警察機構を通じて各国警察機関に対して所在の発見や情報提供を求めた者の引渡しを繰り返し求めてきているところであるが、お尋ねの回数及び日時を明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

三及び四について

政府としては、本件グループの供述から拉致問題に関する情報を得られる可能性があると考えているが、本件グループのうち警察において国際刑事警察機構を通じて各国警察機関に対して所在の発見や情報提供を求めた者の引渡しにより拉致問題が直ちに解決するとは考えていない。

五について

お尋ねの「逮捕状の件名と件数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、警察においては、本件グループのうち、小面隆裕については本件事件及び昭和四十四年九月に発生したいわゆる警視庁本富士警察署襲撃事件に関し、若林盛亮、赤木志郎及び岡本武については本件事件に関し、魚本公博については本件事件及び昭和五十八年七月頃に発生した欧州における有本恵子さん拉致容疑事案に関し、森順子については昭和五十五年五月頃に発生した欧州における松木薫さん及び石岡亨さん拉致容疑事案及び昭和六十六年九月頃に発生した旅券法違反事件に関し、若林佐喜子については昭和五十五年五月頃に発生した欧州における松木薫さん及び石岡亨さん拉致容疑事案及び昭和五十九年六月頃から昭和六十六年五月頃までの間に発生した旅券法違反事件に関し、それぞれ逮捕状の交付を受け、国際刑事警察機構を通じて各国警察機関に対して所在の発見や情報提供を求めているところである。

六について

警察においては、欧州における有本恵子さん

拉致容疑事案の被疑者である魚本公博並びに欧州における松木薫さん及び石岡亨さん拉致容疑事案の被疑者である森順子及び若林佐喜子について、我が国の法令に従い、厳正な捜査を行うこととしており、御指摘の要求を受け入れる考へはない。

七について
福留貴美子氏に係る事案については、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案として、関係機関が連携を図りながら、捜査・調査を推進しているが、これまでのところ、北朝鮮による拉致行為があったことを確認するには至っていない。

八について
お尋ねの「テロ支援団体」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本件事件の実行犯については、革命を起こすという目的を達成するために、北朝鮮等に「国際根拠地」を作り、当該「国際根拠地」に送り込んだ活動家に軍事訓練を受けさせた上で、我が国において当該活動家と共に武装蜂起を実行するという構想に基づきハイジャック事件を実行したテロリストであると認識している。

裁判員制度に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月十五日

参議院議長 平田 健二殿
加賀谷 健

裁判員制度に関する質問主意書

一九九九年から進められている「司法制度改革」は、すでに法曹人口や法科大学院の在り方が見直しを迫られるなど、大きな曲がり角にある。

この中で裁判員制度については、開かれた司法の実現と国民の理解促進などを目的に実現された

と承知している。一方で、当初から裁判員に選ばれた国民の重い責任と負担が問題点として指摘されていた。こうした中で、毎日新聞は本年四月十八日付け朝刊で「元裁判員ストレス障害」との見出しで、被害者の遺体画像を見せられたうえ、死刑判決に関わった女性が国家賠償を求める、と伝えている。

そこで、以下のとおり質問する。
一 裁判員制度の見直しについては、最高裁や法務省の検討会議で議論がされていると報道されているが、現在の議論の状況について概略を示されたい。

二 裁判員制度の目標だった開かれた司法や国民の理解はどれほど進んだと考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 裁判員制度については、機械的に選ばれたごく限られた国民に、ケースによっては百日に及ぶ裁判への参加が義務付けられるなど重い負担と責任が課せられている。「裁判員制度は日本の国民性には合わない」という意見もあるが、政府の見解を示されたい。

四 高い給与と身分が保障されている裁判官に比べ、一万円以下の日当しか保障されない一般国民に「死刑判決」の判断を下させるのは「苦役」とも言え、それを禁止した憲法第十八条に反するのではないか。
右質問する。

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 平田 健二殿

参議院議員加賀谷健君提出裁判員制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出裁判員制度に関する質問に対する答弁書

一について
法務省においては、裁判員の参加する刑事裁判

判に関する法律(平成十六年法律第六十三号。以下「裁判員法」という。)附則第九条を踏まえ、平成二十一年九月に有識者から成る「裁判員制度に関する検討会」を設け、その意見を聴取しつつ、裁判員の参加する刑事裁判(以下「裁判員裁判」という。)の運用の実情について調査及び検討を行っているところである。

なお、最高裁判所においても、裁判員制度の運用に関して議論がされていると承知しているが、その議論の状況については、政府としてお答えする立場にない。

二及び三について

裁判員裁判においては、裁判員候補者は高い割合で裁判所に出頭し、選任された裁判員等は熱心に審理に取り組んでいるものと承知しており、また、裁判員等の経験者の多くは、裁判員等として裁判に参加したことにつき良い経験をしたと感じ、充実感をもつて審理に取り組んでいることがうかがわれることなどから、裁判員制度は、順調に運営され、国民に支持されているものと認識しており、「裁判員制度は日本の国民性には合わない」とは認識していない。

四について
裁判員制度は、国民の感覚を裁判の内容に反映させ、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するものとして創設された国民に司法権の行使に参加する権限を付与する制度であるところ、裁判員に過度の負担を負わせることのないよう、その職務従事予定期間において裁判員法第十六条各号の事由があると認められる裁判員候補者については、その申立てにより、辞退が認められる制度となつており、ことなどから、裁判員としての職務に従事することなどは、憲法第十八条後段が禁ずる「苦役」には当たらないものと考えている。

なお、最高裁判所は、平成二十三年十一月十六日の大法廷判決において「裁判員の職務等は、憲法第十八条後段が禁ずる「苦役」に当たらないことは明らかである」と判示しているところである。

竹島問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十五年五月十五日

参議院議長 平田 健二殿
加賀谷 健

竹島問題に関する質問主意書

本年三月二十五日の参議院総務委員会新藤総務大臣は竹島問題に関する私の質問に対し「韓国によつて不法占拠されていると、このように認識をしております」とし、これは「日本国政府の正式見解でございます」と答弁した。しかし国会図書館の調査によると、安倍総理は総理としても、国会議員としても「竹島は韓国によつて不法占拠されている」と発言した議事録は見当たらない。

また、安倍総理は先の施政方針演説でも「尖閣」や「北方領土」には言及しているが、「竹島」については、その名称すら触れていない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 安倍総理は「竹島は韓国によつて不法占拠されている」と考えているのかどうか。

二 「竹島は韓国によつて不法占拠されている」という総務大臣の答弁は日本国政府の正式見解か。

三 安倍総理が施政方針演説で「竹島」に触れなかった理由を明らかにされたい。

四 安倍内閣は竹島の領土問題を解決する気があるのか。この問題の解決に向けて、どのような手順とスケジュールで取り組もうとしているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員加賀谷健君提出竹島問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出竹島問題に関する質問に対する答弁書

一及び二について

大韓民国による竹島の占拠は、不法占拠である。

三について

御指摘の演説の内容については、内外の諸情勢等を勘案し、内閣として決定したものである。

四について

竹島は我が国固有の領土であり、政府として、今後とも竹島の領有権の問題の平和的解決を図るため、粘り強い外交努力を行っていく考えである。

総理大臣公邸に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年五月十五日

加賀谷 健

参議院議長 平田 健二殿

総理大臣公邸に関する質問主意書

一 国家公務員宿舍法は総理大臣及び国務大臣の公邸を設けることを定めているが、現在存在する国務大臣公邸と、各公邸が利用されているか否か示されたい。

二 総理大臣公邸が設置されている目的、意義について示されたい。

平成二十五年五月二十七日 参議院会議録第二十三号 質問主意書及び答弁書

三 総理大臣公邸は平成十七年に旧総理大臣官邸を移築、改修して作られたが、その総事業費を示されたい。

四 現在の総理大臣公邸が設置された平成十七年以降の約八年間のうち、実際に総理大臣が居住した期間を明らかにされたい。また、平成十七年以降の各総理大臣別の居住期間も併せて示されたい。

五 安倍総理は現在総理大臣公邸に居住していないが、その理由を示されたい。また、公邸に居住しないことで安全保障面を含め、何ら問題はないのか。

六 安倍総理は総理大臣公邸に引越す予定はあるのか。あるとすれば、いつ頃を予定しているのか。

七 旧総理大臣官邸である総理大臣公邸には、二・二六事件等の幽霊が出るとの噂があるが、それは事実か。安倍総理が公邸に引越さないのはそのためか。

八 首都直下型地震等災害時に、総理大臣公邸は避難を必要とする一般国民を受け入れるのか。それとも危機管理などを理由に一切受け入れないのか。また、公邸には災害時の食糧等は備蓄されているのか。

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員加賀谷健君提出総理大臣公邸に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出総理大臣公邸に関する質問に対する答弁書

一について

国務大臣公邸として現存するのは、官房長官

公邸のみである。当該公邸は、緊急事態の発生時に内閣官房長官が宿泊して迅速に対応する場合等に利用してきたところである。

二について
総理大臣公邸は、内閣総理大臣の職務の能率的な遂行を確保し、もって国の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする施設であり、内閣総理大臣の私室機能、迎賓機能、執務機能等を有するものである。

三について
総理大臣公邸の整備に係る事業費は、約八十六億円である。

四について
平成十七年四月に移築改修を終えた現在の総理大臣公邸に内閣総理大臣が居住した期間を内閣総理大臣別にお示しすると、小泉純一郎元内閣総理大臣が約一年五月、第一次安倍内閣における安倍晋三元内閣総理大臣が約十月、福田康夫元内閣総理大臣が約八月、麻生太郎元内閣総理大臣が約八月、鳩山由紀夫元内閣総理大臣が約七月、菅直元元内閣総理大臣が約一年三月、野田佳彦前内閣総理大臣が約一年三月であり、これらを通算すると約六年八月である。

五及び六について
安倍内閣総理大臣の総理大臣公邸への入居については、諸般の状況を勘案しつつ判断されるものと承知している。また、危機管理については、遺漏のないよう万全を期している。

七について
お尋ねの件については、承知していない。

八について
総理大臣公邸は、政府の機能の中枢を担う総理大臣官邸と一体となつて運用される施設であることから、地震等の災害発生時に避難を必要とする国民を総理大臣公邸に受け入れるかについては、被災状況等に応じて、適切に判断して

まいりたい。

また、災害発生時のための食糧等については、総理大臣官邸において備蓄しているところである。

風営法のダンス営業規制に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年五月十五日

加賀谷 健

参議院議長 平田 健二殿

風営法のダンス営業規制に関する質問主意書

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)は第二条第一項第四号において「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業をその適用対象とし、規制を設けている。しかし、その規制の見直しを求める国民の声もあり、国会に請願が提出される」とも聞いている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 風営法は「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止すること」を目的としているが、「ダンス」が同法の対象となつている理由を明らかにされたい。また、具体的にどのような部分が「善良の風俗と清浄な風俗環境」を害し、「少年の健全な育成」に障害を及ぼすのか、示されたい。

二 「ダンス」とは何か。法律上の用語の定義を示されたい。

三 「ダンス」には、タンゴ、ソウルダンス、日本舞踊は含まれるのか。それぞれその法的根拠を示されたい。

四 風営法で規定する「政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者」がいるダンス教室などが規制の対象とならないのはどのような理由によるのか。また、このような認定講師制度は国の施策のうえでどのような意義があるのか。

五 前記四の「政令で定めるダンスの教授に関する講習」の時間や、そのうち風営法に関する講習の時間について明らかにされたい。また、この風営法に関する講習は誰が講師となるのか。

六 風営法は終戦直後の昭和二十三年七月十日に公布された法律であるが、現在では時代背景等が当時と比べ大きく変化している。同法に「ダンス営業」が含まれていること自体が時代遅れであり、法改正が必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員加賀谷健君提出風営法のダンス営業規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員加賀谷健君提出風営法のダンス営業規制に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。）は、客にダンスをさせる営業を規制の対象としている。これは、客にダンスをさせる営業は、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得るものである一方、営業の行われ方いかんによつては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるためであ

り、具体的には、暴力団員等の悪質な営業者によるいかげし営業行為により風俗上の問題が生じ得ること、騒音等により営業所の周辺地域の生活環境が悪化し得ること、十八歳未満の者を客として営業所に立ち入らせること等により少年の健全な育成に係る問題が生じ得ること等が懸念されるためである。このような営業に関する規制が行われるダンスとは何かについて及び当該規制が御指摘の「タンゴ」、「ソウルダンス」及び「日本舞踊」を含む様々なダンスのうちどのようなダンスについて行われるかについても、この趣旨に即して判断されることとなる。

四について

御指摘の「認定講師制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、風営法第二条第一項第四号に規定する「政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者」が「客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業」については、ダンスを教授する者と客とが、専らダンスに関する技能及び知識の教授又は修得という目的でダンスを行うものであり、善良の風俗を害する等のおそれはないと認められるため、風営法の規制の対象から除外されているものである。

五について

御指摘の講習については、現在、公益社団法人全日本ダンス協会連合会（以下「連合会」という。）が行うダンス教師認定講習及び財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「連盟」という。）が行うプロ・ダンス・インストラクター認定講習の二つがあるところ、これらの講習においては、いずれも、ダンスの技能及び知識について六十時間の個別の指導を受けた者に対し、更に八時間、集合して講習が行われている。風営法に関する講習は、集合して行われる講習に

において、他の法令等に関する講習と合わせて二時間、連合会又は連盟が選任した適切な講師により行われていると承知している。

六について

風営法における客にダンスをさせる営業に対する規制については、これまで、当該営業の実態の変化等を踏まえつつ、必要な見直しを行つており、昨年も風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）を改正し、ダンスの教授に関する講習の実施主体の見直し等を行ったところである。今後とも、様々な社会的事象や関係各方面の意見を踏まえつつ、適切な規制の在り方について検討してまいりたい。